

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>（個別指定による期限の延長手続）</p> <p>2 の 3 - 3 令第 1 条の 4 第 3 項の規定に基づく災害等による申請等の期限の延長手続は次による。</p> <p>(1)～(9) （省略）</p> <p>(10) 関税の納期限延長における法定納期限（延滞税の起算日）は、輸入許可の日（又は輸入許可を受けた日の属する月の末日の翌日）から 3 月以内の日であるが、法第 2 条の 3 の規定により納付の期限が延長された場合には、当該法定納期限が延長後の期限まで延長されることから、延滞税は発生しないので留意する。</p> <p>また、更正、決定、賦課決定及び納付通知の場合において、例えば、輸入許可の日が法定納期限であるが、具体的納期限（納付の期限）が災害等が発生した日以降に到来するものについては、法第 12 条第 7 項第 2 号の規定により、当該具体的納期限から延長後の期限の間の延滞税は免除されることとなるので留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 保稅地域</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保稅蔵置場</p> <p>（承認申請の撤回手続）</p> <p>50-4 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保稅承認者承認申請撤回申請書」1 通を承認申請書の担当税関の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>（個別指定による期限の延長手続）</p> <p>2 の 3 - 3 令第 1 条の 4 第 3 項の規定に基づく災害等による申請等の期限の延長手続は次による。</p> <p>(1)～(9) （同左）</p> <p>(10) 関税の納期限延長における法定納期限（延滞税の起算日）は、輸入許可の日（又は輸入許可を受けた日の属する月の末日の翌日）から 3 月以内の日であるが、法第 2 条の 3 の規定により納付の期限が延長された場合には、当該法定納期限が延長後の期限まで延長されることから、延滞税は発生しないので留意する。</p> <p>また、更正、決定、賦課決定及び納付通知の場合において、例えば、輸入許可の日（<u>輸入許可前引取承認の場合は、その承認の日</u>）が法定納期限であるが、具体的納期限（納付の期限）が災害等が発生した日以降に到来するものについては、法第 12 条第 7 項第 2 号の規定により、当該具体的納期限から延長後の期限の間の延滞税は免除されることとなるので留意する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 保稅地域</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 保稅蔵置場</p> <p>（承認申請の撤回手続）</p> <p>50-4 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保稅承認者承認申請撤回申請書」1 通を承認申請書の担当税関の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>送付するものとする。</p> <p>（承認内容の変更手続）</p> <p>50-6 令第42条第5項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C-9030）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。また、法第51条第1号ハ又は法第53条第3号に該当することとなった場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該変更届を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(1)~(4) （省略）</p> <p>（承認の更新）</p> <p>50-7 特定保税承認者が法第50条第4項に規定する更新を受けようとする場合には、「特定保税承認者の承認の更新申請書」（C-9130）2通（原本、申請者用）を担当税関の担当部門へ提出することにより行うものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。なお、承認期間の更新の申請書には、前記50-3に準じて所要の書類の添付を求めることができる。</p> <p>税関において更新を認めるときは、「特定保税承認者の承認の更新通知書」（C-9140）を交付するものとし、更新しないこととしたときは、「特定保税承認者の承認期間の更新をしない旨の通知書」（C-9145）により申請者に通知するものとする。</p> <p>なお、特定保税承認者の承認の有効期間が終了する前に更新がなされなかった場合は、当該承認は失効することとなるので留意すること。</p> <p style="text-align: center;">第5章 運送</p>	<p>門に送付するものとする。</p> <p>（承認内容の変更手続）</p> <p>50-6 令第42条第5項の規定に基づく特定保税承認者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C-9030）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。また、法第51条第1号ハ又は法第53条第3号に該当することとなった場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(1)~(4) （同左）</p> <p>（承認の更新）</p> <p>50-7 特定保税承認者が法第50条第4項に規定する更新を受けようとする場合には、「特定保税承認者の承認の更新申請書」（C-9130）2通（原本、申請者用）を担当税関の担当部門へ提出することにより行うものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。なお、承認期間の更新の申請書には、前記50-3に準じて所要の書類の添付を求めることができる。</p> <p>税関において更新を認めるときは、「特定保税承認者の承認の更新通知書」（C-9140）を交付するものとし、更新しないこととしたときは、「特定保税承認者の承認期間の更新をしない旨の通知書」（C-9145）により申請者に通知するものとする。</p> <p>なお、特定保税承認者の承認の有効期間が終了する前に更新がなされなかった場合は、当該承認は失効することとなるので留意すること。</p> <p style="text-align: center;">第5章 運送</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（承認申請の撤回手続）</p> <p>63の2—2 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税運送承認申請撤回申請書」1通を承認申請書の担当税関の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>（承認内容の変更手続）</p> <p>63の2—4 令第55条の5第6項の規定に基づく特定保税運送者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C-9030）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該変更届を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、法第63条の4第1号イからトまで又は第63条の7第1項第2号若しくは第3号に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようとする。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p> <p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>（認定製造者の認定申請手続）</p> <p>67の13—1 認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。</p> <p>(1) 法第67条の13第1項の規定に基づく認定（以下「認定製造者の認定」</p>	<p>（承認申請の撤回手続）</p> <p>63の2—2 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「特定保税運送承認申請撤回申請書」1通を承認申請書の担当税関の担当部門へ提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>（承認内容の変更手続）</p> <p>63の2—4 令第55条の5第6項の規定に基づく特定保税運送者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C-9030）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することにより行う。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>また、法第63条の4第1号イからトまで又は第63条の7第1項第2号若しくは第3号に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようとする。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p> <p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第1節の2 輸出申告の特例</p> <p>（認定製造者の認定申請手続）</p> <p>67の13—1 認定製造者の認定に係る申請手続は、次による。</p> <p>(1) 法第67条の13第1項の規定に基づく認定（以下「認定製造者の認定」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>という。)の申請(以下この項及び次項において「認定申請」という。)は、「特例輸入者等承認・認定申請書」(C-9000)(以下この項及び次項において「認定申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、申請者の住所又は居所の所在地(申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第8条の5第1号イに規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。)を所轄する税関の認定製造者の認定に係る事務を担当する部門(以下この項から後記67の15-1までにおいて単に「担当部門」という。)に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、認定申請書の提出先税関(以下この項から後記67の15-1までにおいて単に「担当税関」という。)の最寄りの官署(以下この項から後記67の14-1までにおいて「署所」という。)の窓口担当部門(各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。)へ提出することを妨げないものとし、当該認定申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(認定申請の撤回手続)</p> <p>67の13-2 認定申請書の提出後において、認定又は不認定の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「認定製造者認定申請撤回申請書」1通を担当税関の担当部門へ提出することとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>67の13-4 令第59条の16第6項の規定に基づく認定製造者の認定内容の変</p>	<p>という。)の申請(以下この項及び次項において「認定申請」という。)は、「特例輸入者等承認・認定申請書」(C-9000)(以下この項において「認定申請書」という。)2通(原本、申請者用)を、申請者の住所又は居所の所在地(申請者が法人である場合は、当該法人の登記簿に登記された本店又は規則第8条の5第1号イに規定する部門が置かれている場所の所在地をいう。)を所轄する税関の認定製造者の認定に係る事務を担当する部門(以下この項から後記67の15-1までにおいて単に「担当部門」という。)に提出することにより行う。ただし、申請者の利便性等を考慮し、認定申請書の提出先税関(以下この項から後記67の15-1までにおいて単に「担当税関」という。)の最寄りの官署(以下この項から後記67の14-1までにおいて「署所」という。)の窓口担当部門(各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。)へ提出することを妨げないものとし、当該認定申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、申請書及び添付書類の提出又は送付については、税関の事務処理上支障があると認められる場合を除き、当該申請書等を電子メールに添付することにより行うこととして差し支えない。この場合において、税関は必要な確認等を行い、当該申請書等を受理したときは、その旨を電子メールにより申請者等に連絡するものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(認定申請の撤回手続)</p> <p>67の13-2 申請書の提出後において、認定又は不認定の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び撤回の理由を記載した任意の様式による「認定製造者認定申請撤回申請書」1通を担当税関の担当部門へ提出することとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、担当税関又は主な所轄税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(認定内容の変更手続)</p> <p>67の13-4 令第59条の16第6項の規定に基づく認定製造者の認定内容の変</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C-9030）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することとする。また、法第67条の13第3項第1号イからトまでに該当することとなった場合、同項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでに該当することとなった場合又は法第67条の16第1項第2号から第4号までに規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該変更届を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(1)～(4) （省略）</p>	<p>更の届出は、「特例輸入者等承認・認定内容変更届」（C-9030）2通（原本、届出者用）を担当税関の担当部門に提出することとする。また、法第67条の13第3項第1号イからトまでに該当することとなった場合、同項第3号イに規定する第67条の6第1号イからチまでに該当することとなった場合又は法第67条の16第1項第2号から第4号までに規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げないものとし、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>(1)～(4) （同左）</p>
<p style="text-align: center;">第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（知的財産調査官等の事務）</p> <p>69の2-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 知的財産担当官</p> <p>税関長は、監視部及び侵害物品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のロからワまでの事務を処理させる。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（知的財産調査官等の事務）</p> <p>69の2-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 知的財産担当官</p> <p>税関長は、監視部<u>（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）</u>及び侵害物品の輸出が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のロからワまでの事務を処理させる。</p>
<p style="text-align: center;">第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（知的財産調査官等の事務）</p> <p>69の11-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 知的財産担当官</p> <p>税関長は、監視部及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のハからヨまでの事務を処理させる。</p>	<p style="text-align: center;">第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（知的財産調査官等の事務）</p> <p>69の11-5 知的財産調査官等の担当する事務は、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 知的財産担当官</p> <p>税関長は、監視部<u>（沖縄地区税関にあっては本関監視担当）</u>及び侵害物品の輸入が予想される主要官署の課長相当職以上の者の中から知的財産担当官を指定し、上記(1)のハからヨまでの事務を処理させる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第6章の2 認定通関業者</p> <p>（認定内容の変更手続）</p> <p>79-4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 法第79条第3項第1号ハからホまでに該当することとなった場合又は法第79条の4第1項第2号若しくは第3号に規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該<u>変更届</u>を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>イ～ニ （省略）</p>	<p style="text-align: center;">第6章の2 認定通関業者</p> <p>（認定内容の変更手続）</p> <p>79-4 認定通関業者に係る認定内容の変更の届出等の手続は、次による。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 法第79条第3項第1号ハからホまでに該当することとなった場合又は法第79条の4第1項第2号若しくは第3号に規定する認定の失効事由に該当した場合にはその旨を、次のいずれかに該当する場合にはその内容を認定内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。なお、申請者の利便性等を考慮し、担当税関の署所の窓口担当部門へ提出することを妨げない。この場合において、当該<u>申請書</u>を受理した署所の窓口担当部門は、その変更届を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>イ～ニ （同左）</p>